

補助金等評価シート

●基本情報

補助金名	シルバー人材センター事業補助金					所管課		高齢介護課		
予算費目	款	民生費		項	社会福祉費	目	老人福祉費	事業	シルバー人材センター事業費	
	節	負担金、補助及び交付金		細節	補助金	細々節	シルバー人材センター事業補助金			
総合計画	基本方針	2	誰もが生き生きと_生涯元気で暮らせるまちづくり				政策分野	4	福祉	
	施策	2	高齢者福祉				主な取組	1	介護予防と健康づくりの総合的な推進	
交付開始年度	平成19年度			継続年数		18年		終了・見直し（予定）年度		令和8年度
法令・例規等	根拠法令		高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第36条							
	要綱名		公益社団法人木津川市シルバー人材センター運営補助金交付要綱							
分類	団体運営費補助				団体等が実施する事業・活動に公益性があると認め、その運営費（人件費、事務費、事務所・施設等を維持するための諸経費など）を補助するもの					
目的	高齢者の生きがいを助長し、社会福祉の増進に資し、高齢者が長年にわたって培ってきた知識・経験を生かすことができる就業の機会や場の提供を図る。									
内容	働く意欲のある高齢者が豊かな経験を活かし、働くことを通じて生きがいを持ち、社会参加ができるよう活動を支援する。									
補助率の設定	定額補助		補助率					上限額		—

ガイドライン対象	対象	対象外の理由	
----------	----	--------	--

●補助金等の状況

予算（要求）額		令和6年度		令和7年度		令和8年度（予定）	
		11, 210, 000円	前年度比	11, 210, 000円	前年度比	11, 210, 000円	前年度比
					100%		100%
財源	特定財源	0円		0円		0円	
	一般財源	11, 210, 000円		11, 210, 000円	100%	11, 210, 000円	100%
	特定財源率（％）	0%		0%		0%	
補助対象事業費（見込）		34, 757, 204円		39, 039, 612円	112%		
補助金額（見込）		11, 210, 000円		11, 210, 000円	100%		
補助率（％）		32%		29%	89%		
補助の実績（予定）		補助金交付を行うことで、働く意欲のある高齢者が働くことを通じて生きがいを持ち、社会参加することができた。		補助金交付を行うことで、働く意欲のある高齢者が働くことを通じて生きがいを持ち、社会参加することができる。		補助金交付を行うことで、働く意欲のある高齢者が働くことを通じて生きがいを持ち、社会参加することができる。	
※団体運営費補助のみ	交付先団体における年間予算額			292, 191, 000円			
	補助金の占める割合			4%			
	令和6年度の交付先団体における繰越金			3, 136, 362			
	補助金と繰越金の割合対比			20%			

●成果指標・目標

成果指標			
入会者数			
実績・目標値	令和6年度【実績値】	令和7年度【実績値】	令和8年度【目標値】
	50人	63人	50人

●基本的な視点

検証項目		チェック	特記事項
公益性	事業の目的や内容に明確な公益性が認められるか	○	
必要性	社会経済情勢の変化や市民ニーズ等の変化に的確に対応しているか	○	
	補助事業の目的や内容について、行政が関与する必要性があるか	○	
	所期の目的を達成しているものではないか	○	
有効性	補助事業の目的に沿った成果があり、補助金に見合った効果が挙げたか	○	
	行政の直接執行や事業委託と比較し、補助金等による執行が最適な手段か	○	
	少額又は申請件数の少ない補助金等について、継続する必要性があるか	○	
妥当性	補助対象経費は、公金で補助することが妥当であるか	○	
	補助率や補助金額は社会経済情勢等や他自治体と比較し適切か	○	
公平性	必要性などが検証されることなく、同一の対象者に対し、長期間にわたり補助金等の支出をしていないか	○	
	明確な理由なく補助対象者を特定するなど、交付先に偏りがないか	○	
透明性	個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	
	補助金の概要、要綱等がホームページ等に掲載されているか	○	

●見直し基準

項目		適否	特記事項
1	ガイドラインに基づく必要事項・申請書類等が規定された補助金等交付要綱が整備されている	○	
2	補助率は補助対象経費の1/2以下である	—	高齢者の生きがいを助長し、社会福祉の増進に資し、本格的な高齢化社会を迎え、高齢者が長年にわたって培ってきた知識・経験を生かすことができる就業の機会や場の提供を図るため、対象経費の範囲内で定額補助としている。
3	対象経費を明確にしており、公共性・公益性が伴わない経費は対象外としている	○	
4	前金払・概算払を行っていない、もしくは、補助金等交付要綱に基づく規定・様式により適正な支給を行っている	○	
5	交付先団体の繰越金等を含めた財務状況からみて補助は適正である（団体運営費補助のみ）	○	
6	交付先団体の事務局が適切に運営されているか（団体運営費補助のみ）	○	

●今後の方向性

方向性	☒ 現行のまま継続 ☐ 見直し継続 ☐ 廃止	
現行のまま継続とする理由 見直し内容 又は 廃止理由	補助金交付を行うことで、働く意欲のある高齢者が働くことを通じて生きがいを持ち、社会参加することができるため。	
見直し・廃止の時期		